

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

東洋証券株式会社

1. 当社は、募集(日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「配分規則」といいます。))第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。)もしくは売出し(同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。)の取扱いまたは売出し(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、機関投資家のお客さまにつきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客さま(*)への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

(*)個人のお客さま…対面営業店舗に口座をお持ちの個人および法人(機関投資家等を除く)を対象とします。

インターネット取引での取扱いは原則行っておりません。

抽選は、ブックビルディング期間中に需要申告のあった個人のお客さまからのものを対象に、発行価格決定日に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客さまへの配分予定数量の全量を当該抽選に付すことといたします。

抽選にあたっては、需要申告したお客さまに番号(乱数)を付し、その番号を対象に個人のお客さまへ配分予定数量の10%分の抽選を行います。この場合、当選数量は最低単元株数とさせていただきます。

続いて、で当選されなかったお客さまおよびで当選したお客さまでも需要株数が満たされなかったお客さまを対象に需要申告した単元単位に番号(乱数)を付し、その番号を対象に配分予定株数の90%分の抽選を行います。

抽選の結果、当選しなかった場合においても下記(2)の基準により配分する場合があります。

抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨および払込みの要領等を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客さまには、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げることまたは抽選による配分を採用しないもしくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 個人の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

適合性の原則に関する基準

- ・ 新規公開株を含めた株式投資に対するリスクを十分認識していること。
- ・ 新規公開株への投資が、当社でご確認させていただいたお客さまの投資方針に沿っていること。
- ・ 継続的に当社でお取引いただいていること、もしくは今後当社とのお取引拡大が期待できること。
- ・ ブックビルディングへ適切な需要申告をいただいていること。
- ・ 過去の配分実績からみて、過度に集中した配分とならないこと。

ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をいただいているお客さまを優先して配分を行います。なお当社ではブックビルディングの需要申告は、原則として預り資産の範囲内とさせていただきます。

(3)新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、上記(1)(2)に準じて配分することとしています。

4. 当社は過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、抽選によらない新規公開株の配分について、お客さま一人あたりの平均配分数量は10単元単位を目安といたします。ただし、公開株式数の状況および市場環境の変化等により変更する場合があります。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客さままたはブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客さまの両者の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、3.(1)を参照。)ただし、お客さまから申告または申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告または申込みをされていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告および配分の申込みは、お取引店舗において対面またはお電話で受け付けます。
(当社ではインターネット取引での受け付けは原則行っておりません。)
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的な要領についてはブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭および当社のホームページ (<http://www.toyo-sec.co.jp/>) においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6.までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填または利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、発行会社が指定する者、当社の役職員、当社に対して特定の利便を与えらる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告および配分の申込みがこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告または申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客さま(個人を除きます。)の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお

客さまの名称およびそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提出いたします。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上